

## 平成28年第1回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成28年1月27日(水曜日) 午後1時55分から午後3時10分まで
- 2 場 所 岐阜市スポーツ交流センター 会議室
- 3 出席委員 勝野委員長、中島委員、足立委員、川島委員、武藤委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員  
若山事務局長、原事務局次長兼教育政策課長、石原教育立市政策審議監、  
古田学校教育審議監兼学校指導課長、高井教育施設課長、  
鈴木学校保健課主幹(課長代理)、大野岐阜商業高等学校事務長、  
内堀社会教育課長、吉成図書館長、小森科学館長、  
土山歴史博物館管理監(館長代理)、杉山青少年教育課長、影山中央青少年会館長、  
菅沼市民体育課長、長谷川教育政策課政策係長、河原教育政策課主任主事
- 5 職務のために出席した事務局の職員  
久保田教育政策課主幹、波賀野教育政策課主任主事、森教育政策課主事
- 6 議事日程
  - 第1 開会
  - 第2 前回会議録の報告、修正及び承認
  - 第3 会議録署名者の指名
  - 第4 諸般の報告
    - (1) 岐阜市立図書館の開催する主な事業について(図書館)
    - (2) 企画展「所蔵作品による 加藤栄三・東一の足跡を探る」「密やかに在るものたち 古川秀昭 油彩・水彩 作品展」(歴史博物館)
  - 第5 議事
    - (1) 第1号議案 平成27年度岐阜市学校職員定期人事異動方針及び実施要項について(学校指導課)
    - ※(2) 報第1号 岐阜市公民館長の任免について(社会教育課)
    - ※(3) 第2号議案 岐阜市教育委員会附属機関委員の任免について(社会教育課)
    - ※(4) 第3号議案 岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の任免について(市民体育課ほか)

- ※(5) 第4号議案 岐阜市立学校職員の人事について（学校指導課）
- (6) 第5号議案 岐阜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について（教育政策課）
- (7) 第6号議案 岐阜市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する規程制定について（教育政策課）
- (8) 第7号議案 岐阜市教育委員会指定管理者評価委員会規則の一部を改正する規則制定について（教育政策課）

## 7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の報告及び議案は、秘密会形式で審議した。

## 8 議事の経過

午後1時55分開会開議

**○勝野委員長** 本日の出席者数が定数に達し、会議が成立いたしますので、只今から、平成28年第1回岐阜市教育委員会定例会を開会します。前回の会議録は、前回の出席者により承認されました。本日の会議録の署名者には、本日の出席者を指名します。

武藤委員は本年1月1日付で委員に就任され、本日の会議が初回の出席となりますので、ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

**○武藤委員** 1月1日付で委員に就任いたしました武藤と申します。よろしくお願いいたします。前任の矢島委員と同じ弁護士事務所で働いていたことがあります。弁護士会では、法教育委員会の委員長を務めており、教育に関心を持って取り組んできたところでもあります。若輩者ではありますので、色々ご指導を賜りながら、経験を活かし精一杯務めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**○勝野委員長** それでは、議事日程第4の委員長職務代理者の選任に移ります。事務局は説明をお願いします。

**○長谷川教育政策課政策係長** 委員長職務代理者の選任についてご説明申し上げます。委員長職務代理者とは、委員長に事故があるときや委員長の欠けた時に、その職務を代理する者として、あらかじめ指名された者です。

先般、委員長職務代理者であった矢島委員が任期満了のためご退任されたことに伴い、委員の皆様には、選挙にて委員長職務代理者の選任をお願いしたいと存じま

す。

選挙の方法についてご説明申し上げます。選挙は、無記名投票により行います。教育長と委員長は兼任できないことから、その2名を除く、中島委員、足立委員、川島委員、武藤委員の4名から適任者を記載していただき、投票をお願いいたします。有効投票の最多数を得た者をもって当選人といたします。

それでは、委員長職務代理者の選挙に移りたいと存じますが、選挙を行う前に推薦等がありますでしょうか。

**○早川教育長** 川島委員を推薦します。

**○長谷川教育政策課政策係長** それでは、委員長職務代理者選挙を執り行います。これからお配りします投票用紙に適任者を記載いただき、投票をお願いいたします。

(投票及開票)

**○長谷川教育政策課政策係長** 只今の選挙結果についてお知らせいたします。川島委員が6票という結果になりました。委員長職務代理者選挙の当選人は、川島委員でございます。委員長職務代理者は、川島委員と決定いたしましたので、皆様よろしく申し上げます。

**○勝野委員長** それでは、議事日程をご覧ください。本日は、諸般の報告が2件、議事が5件、追加の議事が3件となっています。議事日程に秘密会で審議すべき案件が記載されていますが、このとおりに扱うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

**○勝野委員長** 秘密会については、議事日程記載のとおり扱うものといたします。なお、第4号議案については、出席する職員を限定して審議しますので、よろしく申し上げます。

それでは、日程第5、諸般の報告にまいります。報告(1)について、説明をお願いします。

**○吉成図書館長** 図書館からご説明申し上げます。1ページをご覧ください。1月から2月にかけて行う中央図書館の5つ事業を記載しています。

1点目の事業は、1月12日から始めるシニア向けのイベント「朗読教室」です。

2点目の事業として、1月30日土曜日に「本が人をつなぐ～まちライブラリーと図

書館」と銘打った講演会を開催いたします。この事業は、これから来年度にかけて図書館が取り組む「本と図書館が人やまちをつないでいく」というテーマをさらに発展させる狙いで行う事業です。今回、講師としてお招きした磯井純充（いそい よしみつ）氏は、東京にある森ビルで「アーク都市塾」や「六本木アカデミーヒルズ」をはじめとした文化活動に従事し、その後「まち塾@まちライブラリー」を提唱されている方です。現在は、全国130か所以上の商店街をまわり、まちライブラリーを広める活動を展開していらっしゃいます。岐阜市にまちライブラリーができ、本のまちとなっていくことを願い、このイベントを企画しました。

3点目の事業はDVD上映会です。「親子で楽しむ図書館シアター」と銘打ち、みんなのホールで「ライラの冒険」を上映します。

4点目の事業では、「としょこん！」と銘打ったイベントを行います。閉館後の図書館で、本を通じた出会いをサポートしようという試みであり、図書館の男性職員が発案しました。募集前は「応募者が集まらないだろう」と言われていましたが、現段階では男性応募者が定員を超えており、評判が良いようです。定員は男女各12名としています。

最後に、前回の定例会で報告しました1月の天体観望会は、大変寒い中、多くの方々に参加いただき、行列が数珠つなぎになるほどの盛況ぶりでした。私見ですが、図書館と天体観望は、相性が良いのではないかと思います。例えば、宮沢賢治の作品の話や天体に係わる様々な話を取り入れながら天体観望会を行うとさらに盛り上がるのではないかと思います。そうした点で図書館が科学館の事業に協力できるのではないかと思います。

○**勝野委員長** 只今の説明について、質問や意見があれば仰ってください。

○**早川教育長** 「としょこん！」のようなイベントは、他の図書館でも行われていますか。

○**吉成図書館長** ほとんど行われていないようです。

○**勝野委員長** 様々な施設があるので、連携して何か企画することは良いですね。

○**中島委員** 「としょこん」の参加者は、岐阜市内の方が多いのでしょうか。

○**吉成図書館長** 岐阜市内の方が多いと聞いています。

○**勝野委員長** ほか、よろしいでしょうか。それでは、報告(2)について説明をお願い

いします。

**○土山歴史博物館管理監** お手元のチラシをご覧ください。歴史博物館分館加藤栄三・東一記念美術館において開催する2つの展覧会について報告いたします。第1展示室では、「所蔵作品による加藤栄三・東一の足跡を探る」と題した作品展を、第2展示室では、岐阜県美術館の前館長である古川秀昭氏による油彩・水彩作品展を開催します。古川秀昭氏は、岐阜県の現代アートを牽引された方です。昨年3月に35年間勤めた岐阜県美術館を退職され、フリーの作家になったことから、今回の作品展を開催することとなりました。

**○勝野委員長** 只今の説明について、質問や意見があれば仰ってください。ないようですので、日程第6の議事にまいます。第1号議案について、説明をお願いします。

**○古田学校教育審議監兼学校指導課長** 平成27年度岐阜市学校職員定期人事異動方針及び実施要項についてご説明申し上げます。岐阜市内の小中・特別支援学校には、約2,000名の県費負担教職員が配置されています。その内の4分の1程度が人事異動により配置転換されますが、その異動は、市の異動内申に基づき県が発令しています。12ページをご覧ください。全教職員に配付する異動の目的などを示した資料です。昨年度と比較して、大きく変わった部分はありません。2の⑥「学校の災害対応機能を高め、地域の教育力をさらに生かすため、地元への配置も実施する」では、教員の居住地の学校への配置を2年前から実施しています。今年度の異動は、2の⑤「特別支援教育の理解を深め専門性を高めるため、小学校・中学校と特別支援学校間の交流を実施する」に、特に重点を置いて実施したいと考えています。

13ページから16ページをご覧ください。これは校長に配付するもので、先ほどの12ページある異動方針よりもさらに具体的なルールを定めた実施要項です。13ページの2「一般教員について」のうちの(2)ア「同一校に勤務する期間は、原則として7年を限度とする」や、イ「同一校3年未満の勤務者は、原則として異動は行わない」など一般的なルールを定めています。14ページ(4)イをご覧ください。昨年度までと大きく変わった点は、岐阜市内のみで異動を行うのではなく、周辺市町と連携して異動を行うという点です。例えば、岐阜市北部に住んでいる場合は山県市や本巣市、西部に住んでいる場合は瑞穂市や北方町、南部は各務原市や羽島市と連携するというような形で、岐阜市を3つのブロックに分けて異動を行います。その理由としては、岐阜市の中で人事異動の停滞を防ぐことと、周辺市町出身の教員が不足していることの2点が挙げられます。両方の理由から、今年度からこのような取組みを行いたいと思います。これまでも広域人事交流派遣はありましたが、より拡大することにな

ります。そのほかは例年と変わりません。この方針と実施要項に従い、人事異動の案を作成し、3月上旬の教育委員会臨時会で委員の皆様にお諮りしたいと考えています。

**○勝野委員長** 只今の議案につきまして、質疑及び討論を行います。ご意見、ご質問等、ありませんでしょうか。

広域人事交流派遣は、岐阜市以外でも行っていますか。

**○古田学校教育審議監兼学校指導課長** 岐阜市のほか各務原市や瑞穂市等の岐阜教育事務所管内において、勤続15年を超えた教職員が対象に行っています。周辺市町の教職員は、岐阜市と異なり、すでに広域人事交流派遣を経験した者ばかりとなっていますので、周辺市町村の教職員の不足を解消する観点などから、先ほどの地域外異動を今年度から行います。

**○勝野委員長** 他の市町村との人事交流は、異なる環境に身を置くことで見識を高められ、教員にとって良い経験となると思います。これについて、どのような効果があるのかを注視する必要があるのではないのでしょうか。

12ページの主幹教諭とは、どのような職位ですか。

**○古田学校教育審議監兼学校指導課長** 管理職ではなく、教頭と教務主任の間に位置します。給料は、一般教諭より少し高くなっています。学校の生徒指導や特別支援のマネジメント、外国籍の児童生徒の対応などの特別な対応のために各学校に配置される教諭であり、現在、岐阜市内に6名の主幹教諭を配置しています。

**○勝野委員長** 教職大学院などの経歴があるにもかかわらず、具体的な職位になかなか結びつかず、モチベーションが上がらないことがあると聞いています。学校現場で「主幹教諭にあまりなりたくない」という声は、岐阜市ではありませんか。

**○古田学校教育審議監兼学校指導課長** 主幹教諭の試験は、管理職登用試験と並行して行われます。この試験は自ら手を挙げて受験するものであり、強制ではありませんので、そのような声はありません。受験者には、教頭と主幹教諭の両方を受験する方もいますが、主幹教諭のみ合格した場合、スタート時点のモチベーションは上がらないかもしれませんが。教職大学院につきましては、岐阜大学が教職大学院を立ち上げる際、早川教育長が制度設計に関わり、教職大学院を出た者の処遇に反映されるようにしています。

○**勝野委員長** 教員の世界には特殊な要素がありますが、こうした制度が学校教育の中で位置付くと良いですね。ほかにいかがでしょうか。

○**足立委員** 小中学校と特別支援学校間の交流について、現在、市内の特別支援学校には県立と市立の学校がありますが、それらの学校の教諭は、岐阜市の教諭から配属されるのでしょうか。

○**古田学校教育審議監兼学校指導課長** 岐阜県の場合、特別支援学校の大部分が県立です。県立の特別支援学校の場合は、岐阜市と採用計画が異なりますので、岐阜市の小中学校の教員を県立特別支援学校へ異動させる際は、人事交流という形をとらなければならない、微々たる人数しか異動できません。市立の特別支援学校の場合は、岐阜市の小中学校の教員を自由に配置することができるため、大きな交流ができます。岐阜市では、県立と市立の両方との交流を進めていきたいと思います。

○**川島委員** 異動方針と実施要項については、承知いたしました。具体的に異動案の作成に入るにあたっては、各学校の定数を考慮することとなりますが、定数はどのように決められているのですか。

○**古田学校教育審議監兼学校指導課長** 新1年生を含めた次年度の小中学校の児童・生徒数に基づいて学級数が決まり、学級数によって何人の教員を配置するのかが決まります。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において、配置数の基準が定められており、その基準と岐阜県独自のルールにより教員の定数が決まります。また、定数のほか、それぞれの学校の課題に応じて教員を加配します。定数と加配数により学校の教職員の人数が決定した後、校長がその学校の教職員の今年度の異動について市教委と相談します。

○**川島委員** 先生方は、今頃の時期に来年度の新入生と卒業生の数を見ながら、異動について話し合うのですね。この要項が学校に配布される際に、各学校の教職員の人数が通知されるのですか。

○**古田学校教育審議監兼学校指導課長** そうです。

○**勝野委員長** ほか、いかがでしょうか。

○**早川教育長** 補足します。岐阜市の学校職員の人事異動は、岐阜市が大部分を行っています。「生活の本拠地が岐阜市である」と考える教員の数と岐阜市の教員の

席数を比較すると、「生活の本拠地が岐阜市である」と考える教員の方が遙かに多い状況です。そうすると岐阜市周辺の市町村を本拠地と考える教員は少なく、岐阜市が周辺の市町村へ配慮する必要があります。例えば、羽島郡二町の場合、若い教員が非常に多いので、ベテランの教員を補給しなければならないといったように、周辺の市町村の人事と一体的な人事を行わなければなりません。

人事異動は、他の地域の教育を学ぶ効果的な研修であり、有意義だと考えていますが、校長の異動の場合は、研修以外にも考えなければならないことがあります。校長の人事異動は、通常2年から3年です。1年で異動する場合は、よほどの事情がある場合です。例えば、市町村教育委員会が課長として迎え入れたいという場合や、地域とトラブルをよく起こす場合といったものです。現在、コミュニティ・スクールを各学校で実施しているため、校長の在任期間の年限を4年または5年に延長しても良いのではないかと考えていますが、校長は1校にいる期間を3年間だと思っているため、年限を延長することでモチベーションを下げってしまうという問題もあります。辞令を交付する際に「あなたは5年です」と言うことができれば良いのですが、そうはいきません。校長の勤務年数をどのように決めたら良いのかについて、委員の皆様はどのようにお考えでしょうか。校長の異動は早すぎるでしょうか。保護者として、元保護者としてのお考えを聞かせてください。

**○川島委員** 現在、PTA会長を務めています。この時期は、保護者の間で「校長先生や教頭先生は異動するのだろうか」と様々な憶測が飛び交い、噂話に花が咲く時期ではあります。保護者も3年で人事異動があるのだろうかという認識しており、3年よりも早い場合は、何かご事情があったかという受け止め方をしています。年限については、一般企業の観点から2点申し上げます。

1点目、銀行は、コンプライアンスの問題から、約2年で異動していましたが、「2年では短すぎる」という意見を受けて、最低3年となったと聞いています。銀行と校長先生の職務を比較することはできませんが、やはり短すぎると成果が上がらないため、少し長めになっています。コンプライアンスが重視される職場であっても長めになっているようです。

もう1点として、校長先生は教員の到達点であると思いますので、ローテーションが3年から5年に延びた場合、校長のポジションが減ることにもなりかねないと思います。そうしたことを先生方がどのように受け止めるかという方が重要ではないでしょうか。地域の保護者にとっては、校長先生や教頭先生の任期が3年であるということ、共通の認識となっていると私は感じています。

**○早川教育長** 銀行では、「あなたは3年です」と最初に告げるのですか。



**○川島委員** これまで都銀の支店長は、2年で転勤されていきました。2年未満で異動する場合は、何らかの事情があるらしいと聞いています。現在の都銀の支店長は、頭取の方針で3年以上在籍していらっしゃいます。三菱東京UFJ銀行やみずほ銀行などは今年からですね。両行の頭取のご出身は、岐阜県だそうです。岐阜県の気質が同じ思いを生むのでしょうか。コンプライアンス重視で任期を短くしていたものを長くしたようです。

**○中島委員** 東長良中学校には退職前の校長先生が赴任していますので、私たち保護者は校長が代わる時期が分かります。これまで、校長の年限により何か不便があったということはありません。ただ、校長先生の退職や異動に教頭先生の異動が重なることがあります。実際に重なった学校では、PTA執行部の方々が大変苦勞されたと聞いています。地域との関わりに配慮することや保護者、児童・生徒を不安にさせないことが人事異動に必要なだと思います。校長先生や教頭先生だけでなく、大勢の先生方が一度に異動する場合も、学校の雰囲気が大きく変わり、児童・生徒を持つ保護者の方々の不安が一層増すようです。

**○早川教育長** 今年度も校長と教頭の両者が異動する学校があります。我々はリフレッシュ校と呼んでいます。PTAの方々が困ることになりますので、なるべく減らそうと思っていますが、やむを得ず異動させる場合は、引継ぎをしっかりと行うよう校長に指示いたします。

**○川島委員** PTA会長は、中学校の場合、3年生の保護者が引き受ける形から、1年生の保護者が引き受ける形に徐々に変わってきています。前任のPTA会長が新任のPTA会長のお手伝いをするような学校が増えてきているようですが。中島委員が仰るように校長や教頭、PTA会長が一度にいなくなる年があると大変です。

**○足立委員** 年限が短い場合、学校のトップが単に入れ替わっているだけと感じますので、3年以上の任期でしっかりと根を下ろして取り組んでいただきたいと思えます。医師会の組織でも副会長から会長へと順に務めます。それぞれが3年の任期であり、合わせて6年の任期を務めることとなりますが、そうでないと組織の運営が難しいと思えます。児童生徒は毎年卒業するため、一般企業と比較するのは難しいでしょうが、学校経営をしっかりと行っていただくためには、少しでも長い任期であったほうが良いと思えます。

**○武藤委員** 私の経験から申し上げますと、赴任した校長先生は、良い方ばかりでした。長く務めていただくに越したことはないと思えます。

**○早川教育長** どちらの学校ですか。

**○武藤委員** 三輪南小学校です。校長先生の異動により、学校の雰囲気が大きく変わることが、子どもたちやその保護者の不安につながると思います。校長先生の独自色を出していただくことは必要だと思いますが、いきなりそこを強調するのではなく、徐々に移行していくという意識づけをしていけば、年限が変わっても、校長先生の意識は大きく変わらないと思います。

**○勝野委員長** 大学は、概ね6年任期です。岐阜薬科大学は、新任が4年、再任が2年の計6年が最長です。新任が3年、再任が3年という大学もあります。任期に対する考え方が変わってきており、大学の場合は、マネジメントの観点から学長の任期を長くする傾向があります。関西学院大学のように機械的に2年ごとに交代している大学もあります。かつては、教授会で学長の選挙を行っていましたが、今では完全になくなりました。学長は外部の人間を含めた学長選考委員会で選ばれますが、管理運営に能力の有した人を選ぶ傾向があります。アメリカの小学校の校長も任期が長いと聞いています。結局、校長の役割をどのように見ているかということだと思います。その学校の実績をある程度把握して管理運営を行っていくためには、2年では難しいかもしれません。

また、日本の学校の場合は、別の要因もあるかもしれません。今までの校長は、子どものことを中心に考えて取り組んできました。それが、地域やPTA、さらには小中連携や幼保小連携という時代になってくると、校長には別の視点が必要になってくると思います。そうしたときにどのような形で学校経営を進めていくのか、また、校長の役割をどのように位置付けるのかということが、これからの時代に重視されるのではないかと思います。

**○中島委員** 小学校の場合は、校長先生を身近な存在と感じますが、中学校の場合は、校長先生ではなく、教頭先生との交流が多くなり、身近に感じることもあります。その場合、校長先生よりも教頭先生が異動される方が辛いですね。小学校では、校長先生が積極的に地域と交流を図っており、先日も長良の自治会の方が、「長良小学校の校長先生は大変素晴らしくて有り難い」と仰っていました。中学校の場合、地域に足繁く通うのは教頭先生であるとお聞きしています。そうした点に小中学校で違いがあるのかなと思っています。

**○勝野委員長** ほか、よろしいでしょうか。ないようですので、第5号議案及び第6号議案について、まとめて説明をお願いします。

**○長谷川教育政策課政策係長** 別冊3をご覧ください。第5号議案と第6号議案の規則改正についてご説明申し上げます。岐阜市役所では「文書管理システム」という公文書を管理するシステムを運用していますが、そのシステムの更新に合わせて規則の改正を行うものです。

まず、第5号議案、岐阜市教育委員会公印規則の改正についてです。1ページから3ページにかけて記載しています。3ページに概要を記載していますので、ご覧ください。3の公印使用簿に関する改正について、公印使用簿は、今まで紙媒体で作成し、公印の使用を管理してきましたが、新システムへの移行に伴い、使用の申請や使用簿に関する規定を整備するために規則を改正します。なお、システムは全庁同一のものを使用するため、首長部局その他でも同様の改正を行っているところです。

続いて、2をご覧ください。公印使用に係る承認権者に関する改正については、公印保管責任者のほか、公印取扱者も公印の使用承認を行うことができる旨を規定します。これも全庁的な改正です。教育委員会印や委員長印、教育長印については教育政策課長が公印保管責任者であり、そのほか学校、歴史博物館、図書館、科学館についてはそれぞれの施設の長が公印保管責任者です。公印保管責任者が必ずしも公印を持っているとは限りませんので、実務の必要に応じて、別途公印取扱者を定めて、実務の一部を委ねますが、教育委員会においては、現在、該当がありません。

5ページから7ページをご覧ください。第6号議案についてご説明申し上げます。文書取扱規程の一部を改正する規程制定です。こちらも文書管理システムの更新により、起案用紙の様式の変更を行うものです。項目の変更はほとんどなく、6ページ上段で今まで扱っていなかった項目の削除などの改正を行います。

**○勝野委員長** 只今の議案につきまして、質疑及び討論を行います。ご意見、ご質問等、ありませんでしょうか。ないようですので、第7号議案について、説明をお願いします。

**○長谷川教育政策課政策係長** 同じ冊子の9ページをご覧ください。指定管理者評価委員会規則の一部を改正する規則制定についてご説明申し上げます。まずは指定管理者評価委員会についてご説明いたします。教育委員会では、少年自然の家、体育館、プール、屋外体育施設、青少年会館を直営でなく、指定管理者に管理運営をさせています。その指定管理者の管理運営状況を半年に一度、第三者の評価委員会の方々に評価いただき、管理運営の向上を図っています。評価委員会のメンバーは、教育委員会の場合、中小企業診断士、大学教授、PTA、青少年育成市民会議、岐阜市体育協会から各1名の構成となっています。今回は、委員のうち、指定管理者と利害関係を持つ者を除く規定を追加する改正を行います。なお、教育委員会では、指

定管理者と利害関係や何らかのコンタクトを持つ者はないと聞いていますので、この改正によって何か影響があるものではありません。

**○勝野委員長** 只今の議案につきまして、質疑及び討論を行います。ご意見、ご質問等、ありませんでしょうか。

**○川島委員** 指定管理者の県の評価委員を経験したことがあります。県では、評価委員の中に利害関係を持つ方がいらっしゃり、問題になったことがありますが、岐阜市では、どのように確認を行うのでしょうか。

**○長谷川教育政策課政策係長** 委員と指定管理者から利害関係がない旨の念書を出していただきます。委員就任後に利害関係がないかを調査することは難しいところです。

**○川島委員** 評価する側、評価される側それぞれに利害ないことを確約させることが確認方法ということですね。

**○長谷川教育政策課政策係長** そうです。

**○勝野委員長** それでは、第1号議案から第7号議案について、採決を行います。第1号議案から第7号議案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

**○勝野委員長** ありがとうございます。第1号議案から第7号議案は、原案のとおり可決されました。これ以降の議案につきましては、秘密会で審議を行います。

(削除)

**○勝野委員長** 以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。ありがとうございました。

午後3時10分閉議閉会